



## 第110回通常組合会開催

### 組合員資格の規約改正、平成25年度予算等議決

2月23日(土)に第110回通常組合会が北海道医師会館において開催され、平成25年度法令遵守(コンプライアンス)のための実践計画の制定、組合員資格に係る規約の一部改正、平成24年度第1次補正予算、平成25年度事業方針および歳入歳出予算等について原案どおり可決された。

なお、組合員資格に係る規約の一部改正、事業方針・予算などの詳細については本誌4月1日付(第1135号)付録で公示(道医国保公示第386号)しているので、ご参照願いたい。

以下、第110回通常組合会の概要についてお知らせする。

組合会は午後3時30分開会され、議員定数63名中、資格確認時30名(最終出席者数42名)、他に表決委任状提出者20名の出席があり組合会は成立した。

最初に、赤倉昌巳理事長から挨拶があった。

#### 赤倉理事長挨拶

『皆様、こんにちは。』

第110回通常組合会を開催するに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

本日は、土曜日の午後という大変お忙しい中、まだまだ寒さやら、豪雪に見舞われる大変な状況の中で、全道各地からご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

皆様方には、日頃より組合運営につきましてご理解、ご協力をいただき、お陰様で、大過無く経過をいたしております。

改めまして、御礼を申し上げます。

さて、昨年12月16日の衆議院選挙で、ご承知の通りでございますが、自民党が政権を奪還いたしました。

あくまでも民主党政権への反発から自民党が大勝したというのが、一般的な考え方なのですが、今年、夏に行われる参議院選挙により、事実上の政権交代になるのか否か、判断されるところでございます。

民主党政権下で、平成22年度の事業仕分けから騒がれておりました「国保組合への国庫補助の見直し」につきましては、取り敢えず、白紙になったものと思っております。

国庫補助の問題につきましては、国保組合の存亡にまでに及ぶことでもありますし、今後の自民党政権には大いに期待をいたしているところでございます。

このことにつきましては、全医連、さらには日本医師会とも連携の強化を図って参りたいと思っております。



赤倉昌巳理事長挨拶

この度、当組合の平成25年度の予算を策定いたしました訳でございますが、本日の審議におきましては、組合会議員である諸先生方からのご意見を、頂戴いたしたく思っております。

さて、昨年7月の組合会では、平成23年度の決算のご承認をいただいたところでございます。

平成24年度におきましても、療養給付費の増加はございますが、現在のところ、収支の状況といたしましては、何とか出来る限りの範囲内で、会務を遂行いたしております。

従いまして、保険料の賦課等につきましては、過去からの蓄積してきた財産に、若干、余裕もあることから、昨年の保険料等検討委員会でも現状維持との答申をいただきました。

ただし、ここ数年の赤字体質につきましては、今後、何とか対策を練り、現状を打破していかなければならないものと考えております。

平成25年度の財政状況の推移を鑑みながら、じっくりと検討し、さらには保険料等検討委員会にご提案をいたし、ご審議をしていただいで行きたいと思っております。

平成25年度の事業方針、ならびに歳入歳出予算は、取り敢えず平成24年度の事業を踏襲させていただきます。

平成25年度の大きな事業といたしましては、本日



表彰式

の審議にもございます通り「組合員資格」の問題でございませぬ。従来からの「医師会会員であればすべて認める」との条件では足りず、業務に従事していることこそが、組合員資格の必要かつ十分な条件になります。

そのため、綿密な現状調査を実施しなければなりません。

組合会議員の先生方には十分ご理解いただき、支部にお戻りになられたら、ご説明をお願いしたいと思っております。当組合からは、この組合会で議決いただき次第、組合員と従業員の方々にはご連絡させていただきますが、是非、調査へのご協力をいただけますよう、お願いいたします。

本日の組合会では、規約改正や予算案件の他、議長・副議長ならびに役員の方々の改選についての案件がございませぬ。

なにとぞ、慎重にご審議賜り、ご承認いただけますよう、お願い申し上げます。

簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。』



赤倉昌巳理事長挨拶後、畑俊一常務理事の司会で表彰式に入った。被表彰者は別掲の4名の方である。表彰後、赤倉昌巳理事長から永年のご尽力に対する感謝の言葉があり表彰式は終了した。



議長、副議長が選任されるまでの間は仮議長が務めることとなり、仮議長には岩間峯議員（北部松山）が就任した。この後、岩間仮議長が議事録署名議員を次のとおり指名した。

道東ブロック 根室市外三郡：石田 康雄 議員  
道北ブロック 宗 谷：櫻井 晴邦 議員

#### 議案第1号 組合会議長及び副議長の選挙について



津田監事監査報告

畑常務理事が提案趣旨を説明し、選挙に入った。選考は各ブロックから1名ずつの選考委員に仮議長を加えた選考委員会によって行われた。

選考委員会の結果について、田代典夫選考委員長（札幌市）から各1名を候補者として選考した旨の報告があった。

岩間仮議長が採否を諮ったところ、全員異議なく次の両名が当選者として決定した。

組合会議長 札幌市 山本 秀樹 議員（再任）

同 副議長 函館市 佐藤 信清 議員（再任）

議長、副議長就任挨拶後、山本秀樹議長が議長席に着いた。

報告事項に入り、業務報告は畑常務理事から、監査報告は津田哲哉監事から、それぞれ報告があり、報告どおり承認された。

ここで、議長は山本議長から佐藤信清副議長に交代し、議案審議に入った。

#### 議案第2号 理事会専決事項につき承認を求めることについて

##### 1. 平成25年度北海道医師国民健康保険組合法令遵守（コンプライアンス）のための実践計画の制定について

畑常務理事が上記の項目について提案趣旨を説明し、審議の結果、理事会専決原案どおり承認可決した。

##### 1. 平成25年度法令遵守（コンプライアンス）の実践計画の制定

※国民健康保険組合の組織運営における平成25年度版の法令遵守（コンプライアンス）の実践計画を制定。

（施行期日：平成25年4月1日）

#### 議案第3号 北海道医師国民健康保険組合同約の一部改正について

畑常務理事が提案趣旨を説明し、審議に入り、規約改正に係わるこの議案は、組合会議員定数の3分の2以上の賛成を得て原案どおり承認可決した。

※組合同約の一部改正に係る主な理由と内容は、



畑俊一常務理事提案説明

次のとおりである。

(改正施行の期日：平成25年4月1日)

平成23年10月に会計検査院長から厚生労働大臣に対し、会計検査院法の規定により、医師国民健康保険組合、歯科医師国民健康保険組合および薬剤師国民健康保険組合の組合員資格に関し意見表示がなされたことを受け、組合員資格の適正な管理のために、国民健康保険組規約例が改正されたことによる組規約第6条の一部改正である。

改正内容は、規約第6条に「医療及び福祉の事業又は業務に従事する」を加え、判定基準を定めた。

**議案第4号 平成24年度 北海道医師国民健康保険組合歳入歳出予算の第1次補正について**

堀江洋三常務理事が提案趣旨を説明し、審議の結果、原案どおり承認可決した。

**※平成24年度予算第1次補正**

平成24年度第1次補正予算の主な理由と内容は、次のとおりである。

**〔歳入の部〕**

1. 第109回通常組合会で議決いただいた「平成23年度歳計剰余金処分」による繰越金を歳入において増額計上。

**〔歳出の部〕**

1. 保険給付費における療養給付費等の支出増加を見込み増額補正。
2. 全協が開発した「国保組合共通システム」の開発費を全国保組合で負担する国保組合共通システム共同事業負担金の確定通知に対し、不足額が生じたため増額補正。
3. 平成24年度の前期高齢者納付金額等の金額が確定したため、納付金不足額について増額補正。
4. 保健事業における第3種組合員に対する休業見舞金が、当初予算を超過する支出額となっており、今後の支出額も見込み増額補正。
5. 平成23年度国庫補助金の「療養給付費等補助金」



堀江洋三常務理事提案説明

「事務費負担金」「国保組合特定健康診査・特定保健指導国庫補助金」の精算超過交付額返還金が確定したため増額補正。

◎平成24年度当初予算総額	1,958,726千円
◎ " 第1次補正額(増額)	264,400千円
◎平成24年度第1次補正後予算総額	2,223,126千円

**議案第5号 北海道医師国民健康保険組合事業方針について**

**議案第6号 北海道医師国民健康保険組合歳入歳出予算について**

議案第5号・議案第6号を一括上程、議案第5号の『事業方針の主文』を事務局が朗読した後、畑常務理事が議案第5号の提案趣旨を説明し、続いて堀江常務理事が議案第6号の提案趣旨の説明を行った。

審議の結果、第5号および第6号議案は原案どおり承認可決した。

※平成25年度の事業方針の策定にあたっての事業方針の概要は次のとおりである。

平成24年12月16日の衆議院選挙では、自民党が圧勝し政権を奪還した。

平成25年夏の参議院選挙が、政権交代のための事実上の決勝戦となるだろうが、まずは民主党政権に対して国民の厳しい審判が下されたこととなった。

民主党政権下においては、「国保組合に対する国庫補助の見直し」が、終始、問題視され、この衆議院選挙前の法案提出を阻止するための陳情活動では、野党自民党議員から“この見直し法案を必ず撤廃する”との言質を取っていた折の選挙での大勝であった。自民党新政権においては、必ず達成してくれることを期待しつつも、今後の動向にはしっかりと注視して行きたい。

この「国保組合に対する国庫補助の見直し」とともに、国保組合に対して課されたもう一つの課題は、組合員の資格問題である。国保組合は同種同業という観点から、医師会会員である



組合会議場

ということだけでは足りず、医療および福祉の業務に従事していることが条件となるため、当組合においてもこの資格調査の実施により、組合員の減少も予想されるところである。

この資格確認調査の関連資料については、全医連国保問題検討委員会で審議され、全国に示された規約の一部改正、資格判定基準に基づいて、平成25年度から実施していくこととなる。今後、三年以内に一度の割合で、資格確認調査をすることが義務づけられており、実施に関しては相当混乱することも予想されるが、事務作業としては粛々と対処しなければならない課題である。

さて、当組合の平成24年度予算執行状況を見ると、収入面では組合員・被保険者数は、後期高齢者医療制度に移行する等々で減少傾向が続いており、減収を余儀なくされ、一方、支出面では療養給付費が、被保険者が減少しているにもかかわらず増加傾向にある。故にここ数年の赤字体質からの脱却がなかなか厳しい状況となっている。今日までの事業運営は、過去から蓄積された財産があるため、盤石な基盤の上で成り立ってきたものである。

平成25年度の予算を編成するに当たり、国の平成25年度予算概算要求は再提出となったが、国庫補助金も従来通り要求され、従来通り見込まれる予定であることと、さらに、保険料等検討委員会で審議された答申に基づき、「保険料・給付割合等に関しては、現状維持に据え置く」ことも決定されており、平成24年度の事業を踏襲することが、まず出来る状況であることからこれを基本とした予算編成を行っていく。

しかしながら、新政権では後期高齢者医療制度が継続されるため、当組合の被保険者数の減少にともなう保険料収入の減少と後期高齢者支援金による負担増が続くことから、平成25年度においても過去からの財産を充当しつつ、当面の事業運営に注力していく所存である。ただ



当選役員挨拶

し、来年度以降は、赤字体質を脱却するため、抜本的な財政見直しの検討も必要かとも思われる。

当組合の存在意義である組合員・被保険者の健康への意識強化やさらなる福祉の充実を図るために、将来を見据えた計画を策定して行きたい。

※平成20年4月1日から国の後期高齢者医療制度が施行され、これに伴い各保険者には、この保険料の徴収が義務づけられている。本組合の被保険者全員は後期高齢者支援金等賦課額として、平成25年度は1人月額3,030円(予定)を納付することになる。

また、介護保険法に基づく、40歳以上65歳未満の被保険者(介護保険第2号被保険者)の保険料としての介護保険負担額は、平成25年度は1人月額3,420円を納付することになる。

#### ※平成25年度予算規模

- ・平成25年度予算総額(A) 2,026,115千円
- ・平成24年度第1次補正後予算総額(B) 2,223,126千円
- ・比較増減(A-B) ▲197,011千円 (8.9%減)

#### 永年在任者4名を表彰 平成24年度被表彰者名簿(敬称省略)

※支部長および組合会議員として10年以上在任された方

網走支部 大平 啓二(10年11ヵ月間)  
赤平市支部 赤川 清介(10年間)

※組合会議員として10年以上在任された方

江別支部 奥野 一嘉(10年間)  
胆振西部支部 森谷 典久(10年間)

## 平成25年度 歳入・歳出予算の概要

歳入科目	予算額 (千円)	前年度比 (%)	構成比 (%)	歳出科目	予算額 (千円)	前年度比 (%)	構成比 (%)
1. 国民健康保険料	1,182,004	▲ 1.7	58.3	1. 会議費	34,701	▲ 0.1	1.7
2. 使用料及び手数料	1	0.0	0.0	2. 総務費	146,575	12.1	7.2
3. 国庫支出金	459,731	6.2	22.7	3. 保険給付費	1,121,264	▲ 10.2	55.3
4. 前期高齢者交付金	279	27,800.0	0.0	4. 老人保健拠出金	17	▲ 89.7	0.0
5. 道支出金	1	0.0	0.0	5. 介護納付金	179,316	▲ 0.3	8.9
6. 連合会支出金	1	0.0	0.0	6. 共同事業拠出金	46,438	1.4	2.3
7. 共同事業交付金	40,277	1.6	2.0	7. 後期高齢者支援金等	337,441	0.9	16.7
8. 財産収入	1,353	▲ 3.6	0.1	8. 前期高齢者納付金等	26	▲ 99.9	0.0
9. 繰入金	80,004	▲ 56.0	3.9	9. 保健事業費	103,760	▲ 23.7	5.1
10. 繰越金	250,000	▲ 31.4	12.3	10. 積立金	13,097	52.8	0.6
11. 諸収入	12,464	1,800	0.6	11. 諸支出金	2,951	▲ 94.6	0.1
				12. 予備費	40,529	27.1	2.0
歳入合計	2,026,115	▲ 8.9	100.0	歳出合計	2,026,115	▲ 8.9	100.0

※前年度比は、平成24年度第1次補正後予算額との比較。▲はマイナス。

## 議案第7号 理事および監事の選挙について

畑常務理事から提案趣旨を説明し、選考委員による候補者の選考に入った。選考は各ブロックから1名ずつの選考委員に組合会議長、副議長を加えた選考委員会によって行われることとなった。

選考委員会の結果について、田代選考委員長から理事9名、監事2名を候補者として選考した旨の報告があり、佐藤副議長が採否を諮ったところ、全員異議なく次の11名が当選者と決定した。

## 《理事9名》

赤倉 昌巳（再任：札幌市）  
 長瀬 清（再任：札幌市）  
 畑 俊一（再任：札幌市）  
 堀江 洋三（再任：札幌市）  
 中村 興治（再任：岩見沢市）  
 城 守（再任：小樽市）  
 松家 治道（再任：札幌市）  
 山下 裕久（新任：旭川市）  
 今 真人（新任：札幌市）

## 《監事2名》

津田 哲哉（再任：小樽市）  
 上西 仁（再任：石狩）

このたびの役員改選による退任者は次のとおり。

## 上埜光紀理事（札幌市）

役員改選後、退任することとなった上埜理事から退任の挨拶がなされ、引き続き、当選役員を代表して赤倉昌巳理事から就任の挨拶があった。

以上で予定された議案が全て終了し、赤倉理事長から閉会の挨拶があり、第110回通常組合会は午後5時18分閉会した。

## 道医師国保組合公告

平成25年4月1日  
道医国保公示第384号北海道医師国民健康保険組合  
理事長 赤倉昌巳

北海道医師国民健康保険組合同約第35条により選挙された平成25年2月1日～平成27年1月31日までを任期とする組合会議員を次のとおり公示する。

## 第28期 組合会議員名簿

【任期 平成25年2月1日～平成27年1月31日】

(定数63名、欠員なし：平成25年2月1日現在)

議長 山本秀樹

副議長 佐藤信清

地区名	氏名
札幌市	山光進
"	今真人
"	田代典夫
"	中橋泰之
"	高橋文雄
"	山本秀樹
"	大嶋哲夫
"	椿原圭二
"	神田雄司
"	小野英夫
"	田村康史
"	首藤寛
"	澤井圀郎
江別	奥野一嘉
石狩	我妻浩治
千歳	小西藤平
恵庭市	石川順一
北広島	中川晃
函館市	伊藤丈雄
"	多田正人
"	佐藤信清
渡島	大北健雄
桧山	半澤慎太郎
北部桧山	岩間峯
小樽市	外園光一
寿都	祁答院尚嗣
羊蹄	富田均
岩内古宇郡	千葉理
余市	佐野道朗
室蘭市	西里弘二
胆振西部	森谷典久
苫小牧市	和田啓二

地区名	氏名
日高	中村宏
岩見沢市	鎌田理
空知南部	板垣里佳
夕張市	築詰彰彦
三笠市	齋藤英子
美唄市	中坂光宏
空知	村山節男
滝川市	男澤伸一
赤平市	赤川清介
芦別市	藤嶋彰
旭川市	山下裕久
"	沼崎彰
"	井原真都
深川	高橋公平
富良野	内海真
上川郡中央	藤原正文
上川北部	岡崎望
留萌	川上康博
宗谷	櫻井晴邦
北見	今野敦
紋別	門馬靖宏
遠軽	瀧本玲子
美幌	宮澤学
網走	大平啓二
帯広市	堀修司
十勝	柏木道彦
釧路市	久島貞一
根室市外三郡	石田康雄
北海道大学	西村慶子
札幌医科大学	高柳明夫
旭川医科大学	奥野晃正

## 道医師国保組合公告

平成25年4月1日  
道医国保公示第385号

北海道医師国民健康保険組合  
理事長 赤倉 昌巳  
選挙管理者  
組合会議長 山本 秀樹  
組合会副議長 佐藤 信清

平成25年2月23日（土）開催の第110回通常組合会において、北海道医師国民健康保険組合選挙規程第6条の規定による役員選挙を行い、平成25年4月1日から平成27年3月31日までの2年間を任期とする役員が、次のとおり当選者と決定したのでこれを公示する。

		組 合 役 員			
理 事	赤倉 昌巳（再任）	長瀬 清（再任）	畑 俊一（再任）	堀江 洋三（再任）	
	中村 興治（再任）	城 守（再任）	松家 治道（再任）	山下 裕久（新任）	
	今 真人（新任）				
監 事	津田 哲哉（再任）	上西 仁（再任）			

## 道医師国保組合お知らせ

## 被保険者の異動は必ず14日以内に届け出を

## 北海道医師国民健康保険組合

本組合は、次のような被保険者の異動があったときは国民健康保険法および組合同規約によって事実のあった日から14日以内に届け出ることが定められております。届け出が遅れますと保険料の調整（増減）および保険給付等に影響いたしますので、お早めに届け出をお願いいたします。

- ◎ 包括（全員）資格喪失届  
組合員の社会保険（協会けんぽ等）加入、死亡、北海道医師会退会、道外に住所を移したとき、ほか
- ◎ 一部加入届  
社会保険（協会けんぽ等）離脱、出生、従業員（准組合員）の採用、組合員と同一世帯になったとき、ほか  
※家 族＝組合員と同一世帯で、協会けんぽなど他の保険に加入できない方。  
※准組合員＝社会保険（協会けんぽに等）に加入できない方。  
（従業員）
- ◎ 一部喪失届  
社会保険（協会けんぽ等）加入、死亡、従業員（准組合員）の退職、組合員と別世帯になったとき、ほか
- ◎ その他
  - ① 住所・氏名変更届  
組合員・准組合員（従業員）の住所・氏名が変更になったとき
  - ② 法第116条該当・非該当届  
家族が入学、進学により組合員と住所を別にしたとき
- ※ 届け出用紙の備付（本組合ホームページからも入手できます）および届け出先  
各支部（所属の都市医師会および医育機関医師会事務局）  
組合ホームページアドレス <http://www.hokkaido.med.or.jp/kokuho/>





